四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第42号)の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の 提供」を加える。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供)

- 第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に 掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた 場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次の2項を加える。

10 市長	住民基本台帳における住民とは別に管理しておく必要がある者(以			
	下「住登外者」という。)を一意に特定するための住登外者宛名番			
	号を付番し、及び管理する機能(以下「住登外者宛名番号管理機能」			
	という。)による住登外者の情報の管理に関する事務			
11 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事			
	務			

別表第2に次の4項を加える。

10 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者	この表の1の項から9
	の情報の管理に関する事務	の項までの中欄に掲げ
		る事務又は法別表の下
		欄に掲げる事務に係る
		住登外者宛名番号管理
		機能による住登外者の
		情報の管理に関する情
		報(以下「住登外者宛

			名情報」という。)
1 1	市長	この表の1の項から9の項までの中欄に掲	住登外者宛名情報
		げる事務及び市長が行う法別表の下欄に掲	
		げる事務	
1 2	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者	法別表の下欄に掲げる
		の情報の管理に関する事務	事務に係る住登外者宛
			名情報
1 3	教育委員会	教育委員会が行う法別表の下欄に掲げる事	住登外者宛名情報
		務	

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第4条第1項)

情報照会機関		事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	住登外者宛名番号管理機能	教育委員会	教育委員会が管理する住登
		による住登外者の情報の管		外者宛名情報
		理に関する事務		
2	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能	市長	市長が管理する住登外者宛
		による住登外者の情報の管		名情報
		理に関する事務		

附則

この条例は、公布の日から施行する。